

金融商品会計におけるヘッジ会計関連規定に対する要望について

平成25年9月
経済産業省商務流通保安グループ
農林水産省食料産業局

※本要望は、本年1月から4月まで開催した店頭商品デリバティブ取引に関する研究会（非公開）（参加メンバーは別紙1）における議論を踏まえて作成したもの。

1. 背景と実態

近年、エネルギー・資源価格の高騰および乱高下によって、石油等のエネルギーを取り扱う企業を中心に、予測困難な収益変動が生じるリスクが高まっている。そのため、商品デリバティブ取引により、価格変動リスクをヘッジする必要性が高まってきている。

しかし、現状では、企業が商品デリバティブ取引を行うにあたって、ヘッジ会計制度上の制約が存在している。すなわち、企業としては現物取引の価格ヘッジを行うために商品デリバティブ取引を行ったにもかかわらず、会計上、ヘッジ取引であったと認められず、損益計上されるというケースが非常に多くなっている。このような会計上の制約によってヘッジ取引自体を断念するケース等が発生しており、企業がエネルギー・資源価格の変動リスクを緩和するための大きな足かせとなっている。

例えば、ある企業では、ヘッジ目的で行った商品デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されるのは1割程度である。また、決算期に近づくと、確定損益に対するボラティリティリスクを避けるために商品デリバティブ取引を減らす企業や、ヘッジ会計が適用されにくいことを理由にヘッジ取引自体を取りやめている企業も存在する。

会計基準は、言うまでもなく企業のリスク管理に大きな影響を与えるものである。また、日本会計基準及び関連指針は、米国会計基準及び国際会計基準にも比肩し、我が国の多数の企業に利用されている。しかし、商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計については、実務実態と乖離しており、この点の改善は、昨今のエネルギー・資源価格の高騰下において喫緊の課題となっている。また、他国の会計基準における取扱いとも異なっている。

昨年8月の産業構造審議会商品先物取引分科会の答申においても、「ヘッジ取引の会計制度について、商品先物取引の実態に即したものとすべく、公認会計士協会等に働きかけを行っていくべきである」とされたところである。

このような状況を踏まえ、エネルギー・資源価格の高騰下において企業が適切なリスクマネジメントを行うため、商品デリバティブ取引について、企業における経営実態に即したヘッジ会計制度の整備を行うことを要望する。なお、本問題は喫緊の課題であるため、国際財務報告基準の改定が完了することを待たず、早急に整備することを要望する。

2. 要望

上記の現状を改善するため、「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)等について、以下の修正を要望する。

(1) リスク管理方針の内容の明確化

実務指針第 144 項、第 145 項では、ヘッジ取引開始時における事前要件のうち、ヘッジ取引を行う場合にはリスク管理方針を作成しなければならない旨を定めている。これは、当初投機目的でデリバティブ取引を実施したにもかかわらず遡及的にヘッジ指定を行うといった不正行為を防ぐ趣旨によるものであると考えられ、そのような観点からは、かかるリスク管理方針の作成は必要不可欠と考えられる。

しかし、リスク管理方針の文書化(第 144 項(2))としていかなる資料を作成すべきかを簡易に把握する手段がない。そのため、ヘッジ取引に関連する業務に多くの人的資源、資金等を割くことのできない中小企業を中心として、リスク管理方針の作成が困難となっており、この点が、企業がエネルギー等の現物取引に対してヘッジ取引を行う際の大きな制約になっている。

そこで、企業がリスク管理方針を作成しやすいようにすべく、以下の対応を要望する。

- ▶ 「商品デリバティブ取引に関するリスク管理方針の例」(別紙 2)を、実務指針第 144 項(1)のリスク管理方針に係る文書の雛形として、実務指針、「中小企業の会計に関する指針」やホームページ等で紹介いただきたい。

(2) 異なる商品間でのヘッジ取引におけるヘッジ会計の適用について

為替や金利の場合と異なり、商品デリバティブによるヘッジ取引の場合、ヘッジ手段となる商品市場が存在しない、もしくは極めて流動性が低い市場である際に、異なる商品間でのヘッジ取引を行う場合がある(例えば、A 重油、ジェット燃料や LNG 等をヘッジ対象としたヘッジ取引について、原油のデリバティブ取引をヘッジ手段として行う場合)。

しかし、これらの取引がヘッジ目的であることは明らかであるにもかかわらず、実務上、事前テストの段階で、商品が異なることのみを理由にヘッジ会計の適用が認められないことが少なくないとの声が聞かれる。

そのため、異なる商品間でのヘッジ取引についても、ヘッジ会計の適用が可能であると示すことが適切であると考えられる。

また、ヘッジ対象に係る契約で明示されていないリスク要素についても有効なヘッジ取引として成立しうるため(例えば、ジェット燃料の現物取引契約において、原油に関する事項が明示されていなくても、原油のデリバティブ取引によって当該現物取引のヘッジ取引を行うことは有効となり得る)、上記の場合に契約で明示されているものに限定されるべきではないと考えられる。

以上から、以下の対応を要望する。

- ▶ 実務指針第 313 項に以下の文言を追記いただきたい。

「なお、エネルギー、金属、穀物等の商品に関する先物取引・オプション取引等には、例えば、石油製品や LNG の価格変動リスクに対して原油スワップを用いてヘッジ取引を行うように、ヘッジ対象とヘッジ手段の商品が異なる場合も含む（リスク要素が契約上明示されているか否かを問わない。）」

(3) ロールオーバーにおけるヘッジ会計の適用について

エネルギーの取引の場合、現物取引は実態上 1 年以上の長期契約による場合が多い。一方、商品デリバティブ取引は、流動性の高い数ヶ月程度の取引により行うことが多いため、現物取引の期間よりも、デリバティブ取引の期間の方が短い傾向にある。

現物取引とデリバティブ取引の期間の差を合わせ、適切にヘッジを行うため、一つのヘッジ対象と複数のヘッジ手段を組み合わせる必要が生じる。そこで、エネルギーのヘッジ取引においては、デリバティブ取引の期間が終了する前後に、新たなデリバティブ取引を行うことでヘッジ手段をつないでいく、いわゆるロールオーバーが行われることが多い（その他、より有利な価格で現物を売却するためにヘッジポジションを前限月に前倒しするといった事例も考えられる）。

実務指針第 150 項では、「ヘッジ指定は、ヘッジ対象の金額の一定割合又はヘッジ対象の保有期間の一部の期間のみを対象として行うことができる」とされており、制度上ロールオーバーを行ってもヘッジ会計を適用することは可能となっていると考えられる。

しかしながら、実務上、多数の現物取引と多数のヘッジ取引を複雑に紐付けするような場合に、ヘッジ会計が適用されにくいという問題が発生しており、企業がヘッジ取引を行う際の制約となっている。

そこで、両者の問題を同時に解決する手段として、以下の対応を要望する。

- ▶ 実務指針第 150 項に以下の文言を追記していただきたいとともに、ロールオーバーを行った場合でもヘッジ会計を適用する運用を行っていただきたい。

「なお、エネルギーのデリバティブ取引に関しては、ロールオーバーを伴うヘッジ取引を行うことが一般的であるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けは企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行う必要がある。」

(4) ヘッジ有効性の事後テストに関する 80～125%ルールの撤廃について

実務指針第 156 項及び第 323 項、Q&A53 においては、事後的にヘッジ会計の適用の可否を判断するための判定基準として、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率が 80～125%の範囲内である場合にヘッジ会計の適用を認める方法（以下「80～125%ルール」）が記載されている。そして、その他の判断基準は認められていない。

コモディティの価格は、季節性による変動、地域による価格差等の特殊性があるため、

ヘッジ対象の価格変動とヘッジ手段の価格変動が異なりやすいという性質を有する。そのため、価格ヘッジのためにデリバティブ取引を実施したにもかかわらず、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率が80～125%の範囲を超えてしまい、ヘッジ会計の要件を満たさなくなってしまうことが多い。このような状況が、企業が価格ヘッジを行うに際しての阻害要因となっている。

国際財務報告基準においては、企業のリスク管理と統合的なヘッジ会計基準の開発が進められており、本年に最終基準の発表が予定されているIFRS第9号の一般ヘッジ会計ルールは、ヘッジの有効性判定における数値基準を撤廃し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があることといった条件を採用しており、各企業のリスク管理の実態に応じた判定基準の採用を可能とする方向性となっている。

このような、ヘッジ会計の適用に係る企業のリスク管理の実態との乖離、国際的な会計基準改定の動向を踏まえ、以下の対応を要望する。

- ▶ 実務指針第156項、第323項及びQ&A53を修正していただき、80～125%ルールを撤廃し、企業のリスク管理の実態に即した判定基準を採用することを可能としていただきたい。

80～125%ルールを撤廃したとしても、リスク管理方針等の事前テストにおける各社のリスク管理実態に応じた判断基準の設定の際にその適否を評価できれば、潜脱的に投機的なデリバティブ取引が行われることは排除できると考えられる。

また、80～125%ルールの撤廃後には、運用上、各社毎の設定において、例えば以下のような判定基準も認めて頂きたい。なお、これらの方法以外の定性的・定量的基準であっても、ヘッジ取引の有効性を判定するために合理的な基準であれば、広く認めていくべきである。

(a) 商品が同一であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法

コモディティの場合、主な原材料や燃料・飼料として現物を取り扱っている企業が、当該現物に関するデリバティブ取引を行う場合には、当該デリバティブ取引は投機目的ではなく、ヘッジ目的でなされていることが推認されることが考えられる（例えば、灯油の現物取引を行っている企業が、灯油のデリバティブ取引を行っている場合、当該デリバティブ取引は現物取引の価格ヘッジのために行っていることが推認される）。そこで、現物を取り扱う企業における商品デリバティブ取引に関しては、ヘッジ対象とヘッジ手段が同一の商品であれば、特段の事情のない限り、ヘッジ取引を有効であると判定する方法も合理的であると考えられる。

(b) 異なる商品であってもヘッジ対象商品の取引時期とヘッジ手段であるデリバティブ取引の期限が同時期であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法

商品デリバティブによるヘッジ取引においては、前記(2)のとおり、異なる商品間で

のヘッジ取引が行われる場合があるが、この場合においても、当該取引は投機目的ではなく、ヘッジ目的でなされていることが推認されると考えられる。

そこで、現物を取り扱う企業における商品デリバティブ取引に関しては、ヘッジ対象とヘッジ手段が異なる商品であっても、当該商品が事前に企業のリスク管理方針に従って指定されており、かつ、ヘッジ対象商品の取引時期とヘッジ手段であるデリバティブ取引の期限が同時期であれば、特段の事情のない限り、ヘッジ取引を有効であると判定する方法も合理的であると考えられる。

(c) 回帰分析による方法

80～125%ルールは、例えば、ヘッジ取引開始時のキャッシュ・フローが特殊事情によって通常とは異なる動きをしていた場合などに、80～125%の範囲を逸脱しやすくなるなど、偶然的な事情によってヘッジ会計の適用が左右されてしまう面がある。一方、回帰分析による方法は、ヘッジ手段とヘッジ対象の価格の相関関係を統計的に把握するものであり、相関係数が高い場合にヘッジ会計の適用を認めるという方法も一定の合理性を有する。

なお、国際財務報告基準においては、事後テストそのものを撤廃する方向で議論が進んでいると認識している。企業のリスク管理実態により近づけるために、長期的には、事後テストそのものを撤廃し、事前テストを中心としたヘッジ会計制度への転換も検討していくべきであると考えられる。

(5) 予定取引に関する基準を適用しない取引類型の追加について

実務指針第 162 項では、将来の現物取引をヘッジ対象としてヘッジ取引を行うためには、ヘッジ対象を「予定取引」として指定されなければならない旨規定されている。これは、将来の取引は一般的に実現可能性に乏しいため、当該現物取引が行われなかった場合に、結果としてデリバティブ取引のみが行われることとなる事態が生じうるためであると考えられる。

そして、実務指針第 162 項(5)では、現物取引を予定取引として指定するための判断基準として、「特に当該期間がおおむね 1 年以上である場合には、他の要素を十分に吟味する」とされており、第 331 項ではその根拠が規定されている。また、Q&A55-2 においては、外貨建輸入取引に係る為替予約の場合を例に、「1 年以上のものは・・・原則として会計処理上は投機目的」とされている。これらの規定により、実務上は、原則として 1 年以上先の予定取引は認められておらず、ヘッジ会計が適用されないケースが多い。

通常の売買取引においては、1 年以上先に予定されている取引は一般的に実現可能性が低く、上記指針には合理性があると考えられる。しかし、エネルギーの現物取引については、1 年を超える長期契約に基づく取引が大半であり、1 年以上先に予定されている現物取引であっても一般的に確実に実現される。しかるに、実務上、エネルギーに関するヘッジ取引についても、1 年以上先の取引は原則として予定取引として指定されないことが多い。このような状況は、エネルギーを取り扱う企業における経営実態に合っていないと考

えられる。

そこで、以下の対応を要望する。

- ▶ 実務指針第 162 項 (5) 及び第 331 項に以下の文言を追加していただきたい。
「なお、エネルギーの取引等、長期契約に基づき、一般的に 1 年以上先の現物取引が予定される取引については、この限りではない。」
- ▶ Q&A55-2 に以下の下線部を追加していただきたい。
「A：・・・特に予定取引発生までの期間が 1 年以上の場合、エネルギーの取引等、一般的に 1 年以上先の現物取引が予定される取引を除き、他の要素を十分吟味する必要があるとされています (実務指針第 162 項)。他の要素を吟味するに際しては、具体的な事案に則した判断が求められますが、例えば外貨建輸入取引に係る為替予約については、・・・」

以上

(店頭商品デリバティブ取引に関する研究会メンバー)

1. 当業者

伊藤忠商事株式会社

コスモ石油株式会社

JX 日鉱日石エネルギー株式会社

住友商事株式会社

三井物産株式会社

2. 金融機関

株式会社みずほコーポレート銀行

モルガン・スタンレー・キャピタル・グループ株式会社

モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社

3. その他

インターナショナル・スワップス・アンド・デリバティブズ・アソシエーション・インク (ISDA)

株式会社東京商品取引所

株式会社日本商品清算機構

ギンガ・エナジー・ジャパン

商品デリバティブ取引に関するリスク管理方針（例）

※以下は、一例であり、各企業の実情に応じて作成することが望ましい。

（基本方針）

第1条 業務上直面している価格変動リスクを適切に理解した上でこれを管理し、安定的な収益を確保する。

（価格変動リスクの定義）

第2条 価格変動リスクとは、資産（負債）の時価が市場変動により好ましくない方向に変動するリスクをいう。現に保有する商品を売却するときに、市場価格が下落することにより売却損益が悪化するリスクは、価格変動リスクに当たる。また、将来商品を購入するときに、現在見込んでいる価格よりも市場価格が上昇しているリスクも、価格変動リスクに当たる。

（管理の対象とするリスクと管理方針）

第3条 業務において取扱う灯油に係る価格変動リスクについて、売却損益の悪化を防ぐためにヘッジ取引を行うものとする。なお、具体的なヘッジ取引要領については、〇〇部門担当役員が策定し、経営会議において決定する。

※ここでは具体的なヘッジ取引要領の決定者を「経営会議」としているが、取締役会設置会社（特に大企業）では「取締役会」とした方が良い場合もあるし、比較的小規模な会社であれば「代表取締役社長」等が決定することも考えられます。

（組織）

第4条 当社は、ヘッジ取引を適切に履行及び管理するために、ヘッジ取引を執行する部門とヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価を行なう部門を分離する。当社は事業部門Aがヘッジ取引を実行し、管理部門Bがヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等を実施する。

※会社によっては、ヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等（チェック）を行うのが社長自身の場合や、財務担当役員の場合もあるでしょうが、牽制が働く必要があります。

（権限）

第5条 ヘッジ取引の担当部門は経営会議が決定し、取引担当者は当該部門長が任命し、第3条に定める要領に担当者の所属氏名を記載する。またヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等を実施する担当部門についても同様とする。

（ヘッジ方針）

第6条 当社は、商品価格変動リスクをヘッジするため、商品先物市場において原油又は石油製品に係る先物取引のみを行う。なおヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行うものとし、別途定める方法を用いて識別を行う。

※電子メールや書類に必要事項を記載して、電子的な承認記録や検印等の証拠を残す必要があります。方法については事前に定めておく必要があります。

(ヘッジ手段の有効性についての検証)

第7条 決算期末時点で保有しているヘッジ取引について有効性の判定を行う。有効性の判定は、現物時価の変動額に対する先物時価の変動額の比率によって行うものとする。

(報告)

第8条 管理部門B担当役員は、ヘッジ取引の取組状況とリスクについて毎月経営会議に報告する義務を負う。

※大会社の場合、経営会議や社長に対しては毎月報告するとしても、取締役会報告は四半期ごとや半期ごとで良い場合も考えられます。逆に比較的小規模な会社であれば、毎月社長に報告することも考えられます。

(内部監査)

第9条 代表取締役は本方針に従って、取引の執行、管理、記帳、ヘッジの有効性評価が行われ、適切にリスク管理が行なわれているかどうかについての調査を行わなければならない。但し、代表取締役は、事業部門A及び管理部門Bと関係のない使用者や社外の第三者に調査を行わせることができる。

※経営者でなく、管理部門Bがチェックを行う場合には必須となります。大企業では社長直属の内部監査部等を設置しているケースもありますが、コンプライアンス担当役員や監査役による監査を行う方法も考えられます。

(付則)

第10条 本条は〇〇年〇月〇日より適用する。